

プレミアム定期預金

平成27年6月1日現在

1. 商品名(愛称)	・自由金利型定期預金〈M型〉又は自由金利型定期預金〈大口定期預金〉 (愛称)プレミアム定期預金										
2. 取扱期間	・当金庫のホームページにおいて公表します。										
3. 販売対象	・個人の方										
4. 期間	・1年(元金自動継続扱又は元利金自動継続扱)										
5. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・一括預入 ・50万円以上 ※ 50万円以上 1,000万円未満…自由金利型定期預金〈M型〉 1,000万円以上…自由金利型定期預金〈大口定期預金〉 ・1円単位 										
6. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。										
7. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法(頻度) (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・固定金利 ・預入時の店頭表示の利率に年0.05%を上乗せした利率を約定利率として満期日まで適用します。(預入金額に応じた適用金利は、下表のとおりです。) <p>【適用金利表】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;">預入金額</th> <th style="width: 40%;">基準金利</th> <th style="width: 20%;">上乗金利</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50万円以上 300万円未満</td> <td>スーパー定期 1年ものの利率</td> <td rowspan="3">年0.05%</td> </tr> <tr> <td>300万円以上 1,000万円未満</td> <td>スーパー定期 300 1年ものの利率</td> </tr> <tr> <td>1,000万円以上</td> <td>大口定期預金 1年ものの利率</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率に年0.05%を上乗せした利率を適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算とします。 	預入金額	基準金利	上乗金利	50万円以上 300万円未満	スーパー定期 1年ものの利率	年0.05%	300万円以上 1,000万円未満	スーパー定期 300 1年ものの利率	1,000万円以上	大口定期預金 1年ものの利率
預入金額	基準金利	上乗金利									
50万円以上 300万円未満	スーパー定期 1年ものの利率	年0.05%									
300万円以上 1,000万円未満	スーパー定期 300 1年ものの利率										
1,000万円以上	大口定期預金 1年ものの利率										
8. 税金	・平成25年1月1日から平成49年12月31日までの期間は、復興特別所得税が課税されますので、利息には20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。(マル優をご利用の場合を除きます。)										
9. 手数料	—										
10. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・「総合口座」の担保とすることができます(貸越利率は担保定期預金の約定利率に年0.5%上乗せした利率)。 ・遺族基礎年金を受給されている方や身体障害者手帳をお持ちの方などは、マル優のご利用が可能です。 <p>◎詳しくは、当金庫窓口にお問い合わせください。</p>										
11. 中途解約時の取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約する場合は、以下の預入期間に応じた期限前解約利率(小数点第4位以下切捨)及び預入日又は自動継続日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います。 ① 預入期間が6か月未満の場合 : 解約日における普通預金利率 ② 預入期間が6か月以上1年未満の場合 : 約定利率×50% 										
12. 金利情報の入手方法	・適用金利は店頭におたずねください。										

《裏面に続く》

<p>13. 苦情処理措置・紛争解決措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店又はお客様相談センター（9時～17時、電話：0120-972-141（通話料無料））へお申し出ください。 • 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）及び札幌弁護士会（電話：011-251-7730）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、当金庫営業日に、上記お客様相談センター、全国しんきん相談所（電話：03-3517-5825）又は北海道地区しんきん相談所（電話：011-221-3273）へお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談センター若しくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
<p>14. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 預金保険制度の付保対象預金です。 • 満期日以後の利息は、解約日又は書替継続日における普通預金利率により計算します。 <p>◎詳しくは、当金庫窓口にお問い合わせください。</p>

